

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成31年
2月19日
(火曜日)

目次

- 告示
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………一
- 岩国都市計画道路の変更(都市計画課)……………二
- 公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………二
- 林業種苗生産事業者講習会の開催(森林整備課)……………二



山口県告示第三十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調査は、次の二により縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 人 氏 名

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

- 二 指定漁船調査の縦覧
- 加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所
- 田布施加入 区 熊毛郡田布施町大字麻郷三六五一の 西原 清 山口県漁業協同組合
- 一 三六八六の 大内 勝利

山口県告示第三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課に備えて縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
岩国都市計画道路三・五・二十八藤生線
- 二 変更の内容
名称及び構造の変更
- 一 都市計画の種類及び名称
岩国都市計画道路三・二・四十二岩国南道路線
- 二 変更の内容
区域及び構造の変更
- 一 都市計画の種類及び名称
岩国都市計画道路三・六・四十六藤生長野線
- 二 変更の内容
路線の追加



(三七) 大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年十月二日山口県公告(二一七)に係る大規模小売店舗舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年二月十九日から同年三月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗舗の名称及び所在地

名称 フジ小郡店

所在地 山口市小郡下郷八一二の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三八) 林業種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。

平成三十一年二月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習の対象となる者

林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時

平成三十一年三月十五日(金曜日) 午前九時から

(二) 場所

山口市宮野上一七六八番地の一 山口県農林総合技術センター林業技術部

三 講習の科目及び時間

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則(昭和四十六年山口県規則第五号)第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万五千四百十円に相当する山口県収入証紙を貼って、住所地を所管する農林水産事務所又は農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

五 受講申込書の提出期限

平成三十一年三月八日(金曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課(電話〇八三一九三三―三四八五)又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所にすること。

科 目	時 間
種苗に関する法令	二
種苗の産地及び系統	二
種苗の生産技術	二